

報告第5号

専決処分の報告について

議会において指定されている事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和元年6月10日

北本市長 三 宮 幸 雄

専 決 処 分 書

次のとおり和解をし、損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、専決処分する。

1 相 手 方

2 事故の概要

平成30年9月7日（金）午後1時31分頃、北本市石戸7丁目31番地先において、市公用車が交差点に進入したところ、走行中の相手方車両と接触し、当該車両を損傷させたもの

3 損害賠償の額 198,342円

令和元年5月21日

北本市長 三 宮 幸 雄